算式
A×0.75＋B＋C－D
算式の符号
A　前年度の5月、8月、11月及び2月に譲与された地方法人特別譲与税の額の合算額
B　平成23年度において減収補塡債として発行された地方債のうち地方法人特別譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額
C　平成23年度における東日本大震災に係る地方法人特別譲与税の減収見込額として総務大臣が通知した額の100分の75の額
D　前年度における前号の額

附則第十九条の五に次の一号を加える。

四　改正前の省令附則第十九条の五第一項第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

附則第十九条の六中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「〇・八八九」を「〇・九九一」に、「さいたま市にあっては〇・九五四、千葉市にあっては〇・九九九、横浜市にあっては一・八九一、川崎市にあっては一・九七八、名古屋市にあっては一・八九二、その他の指定都市にあっては〇・八八九」を「川崎市にあっては一・四〇七、その他の指定都市にあっては〇・九九一」に改める。

附則第十九条の九の見出し中「平成二十一年度及び」を削り、同条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、「平成二十一年度及び」を削り、同条第二項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

附則第十九条の十を次のように改める。

（平成二十四年度に新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例等）

第十九条の十　法附則第十条の規定に基づき、平成二十四年度において新たに指定された指定都市（以下この条において「新指定都市」という。）の次の各号に掲げる収入の項目に係る同年度分の基準税額等の算定基礎は、それぞれ同年度において当該新指定都市に対して交付又は譲与されるべき額として総務大臣が算定した額（次項において「収入見込額」という。）とする。

一　自動車取得税交付金のうち国府県道分

二　軽油引取税交付金

三　地方揮発油譲与税のうち地方揮発油譲与税法第二条に係る分

四　石油ガス譲与税

2　平成二十四年度に限り、新指定都市の前項各号に掲げる収入の項目に係る基準税額等は、第三十七条の六、第三十八条、第三十九条第二号、第四十条の二及び附則第十九条の九第一項第二号の規定にかかわらず、前項第一号及び第二号に掲げる収入の項目については収入見込額に〇・七五を乗じて得た額として総務大臣が当該都道府県知事に通知した額とし、第三号及び第四号に掲げる収入の項目については収入見込額として総務大臣が当該都道府県知事に通知した額とする。

3　平成二十四年度に限り、新指定都市の前年度における改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額は、第三十一条第四項第二号及び附則第十五条第一項第二号の規定にかかわらず、前年度分過大過少額とする。

4　平成二十四年度に限り、新指定都市の前年度における改正前の省令附則第十五条第一項第二号の額は、第三十一条第四項第二号及び附則第十五条第一項第二号の規定にかかわらず、改正前の省令附則第十五条第一項第二号に規定する前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

第十九条の十四　削除

附則第十九条の十五を次のように改める。

（「地域経済・雇用対策費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十五　法附則第六条の二第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によって、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によって調査した平成二十二年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によって測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　法附則第六条の二第二項ただし書の規定に基づき行う補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二に定めるところによる。

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した率を用いて行うものとし、市町村の経常態容補正係数が、十五・〇〇〇を超えるときは、十五・〇〇〇とする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 A×0.20＋B×0.10＋C×0.20＋D×0.20＋E×0.10＋F×0.10＋0.10 A×0.20、B×0.10、C×0.20、D×0.20、E×0.10又はF×0.10に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　農林水産省において公表した生産農業所得統計における平成22年林業算出額及び漁業生産額における平成22年漁業生産額の合計を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を78,655で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） B　工業統計調査規則によって調査された平成21年12月31日現在における製造品出荷額として公表された数値（従業者4人以上の事業所に係る統計数値とし、万円単位の端数があるときはその端数を四捨五入する。）で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を2,071,408で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　平成22年度地方財政状況調査における地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰越金並びに諸収入の合計額を歳入合計で除して得た数で0.508を除して得た数（算定の過程に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） D　厚生労働省において公表した一般職業紹介状況における平成23年11月から平成24年4月までの有効求人倍率（平成24年6月1日現在における最近の季節調整値）の合計を6で除して得た数（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で1を除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） E　人口密度で339を除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） F　六十五歳以上人口を人口で除して得た数を0.228で除して得た数（算定の過程に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）